

函館ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市が商標登録している函館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用目的、使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、函館のPRおよびイメージアップを目的として使用する。

(デザインおよび使用方法等)

第3条 ロゴマークのデザインおよび使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認の基準)

第4条 ロゴマークの使用承認の基準は、別表のとおりとする。

(使用承認)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、市長の使用承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場合または市が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、函館ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、市長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第8条 市長は、前条の規定により使用承認の申請があつた場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査のうえ、市長は、前条の規定により使用承認の申請があつた場合には、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 函館市の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 特定の個人や事業者、団体を函館市が支援または公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (6) 別記マニュアルに定めるロゴマークのデザインおよび使用方法等に従って使用しない場合
- (7) ロゴマークそのものが商品となり得る場合

(8) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(9) その他ロゴマークの使用目的に鑑み市長が使用承認をすることを不相当と認めた場合

(使用承認の付与)

第9条 市長は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 市長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(遵守事項)

第10条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。

(2) ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用方法の変更)

第11条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に函館ロゴマーク使用承認変更申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

第12条 使用者はロゴマークの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、函館ロゴマーク使用取り止め届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第13条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。

(1) 第10条の遵守事項に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

(3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、函館ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第14条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項については，別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

函館ロゴマークの使用承認基準

1 販売用の商品の場合

商品の区分		函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
1	農産物	・ J A S 法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館市」であるもの。 ※属地主義による。 - ただし、「函館市に住所を有する者」が他の行政区域内で生産したものを含む。	農林水産部
2	畜産物		
3	林産物		
4	水産物	・ J A S 法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館沿岸」，「函館近海」，ならびに「函館市管内の漁港および港湾」であるもの。	
5	1～4以外の食品 (当該食品の販促物を含む。)	(1) 使用者 ・ 使用者は，函館市内に本社，支社，営業所，事務所，工場などの事業所を置く者に限る。 - ただし，函館のイメージアップが図られ，または高い宣伝効果が得られると市長が認める商品については，函館市以外の行政区域の者の使用を認める。 (基準は別途定める。) (2) 製造場所 ・ 使用できる商品は，国内で製造されたものに限る。	経 済 部
6	食品以外の商品 (当該商品の販促物を含む。)	・ 函館ロゴマークを使用することで，函館のイメージアップが図られ，または高い宣伝効果が得られる商品。	

2 販売用の商品以外の場合

区 分	函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
次のいずれかに該当するもの。 (1) 函館ロゴマークを使用することで，函館のイメージアップが図られ，または高い宣伝効果が得られるもの。 (2) 函館市が共催または後援する事業において，その共催または後援を示すもの。 (3) 函館市と協定を結んでいることを示すなど，市との連携を示すもの。 (4) その他ロゴマークの使用目的に則して使用されるもの。		観 光 部